

# 一時入院の利用手順について

## (青森県重症難病患者在宅療養支援事業)

- 一時入院を希望される方は、利用開始日の概ね1か月前までに、お住まいの地域を管轄する保健所に、利用申込書を提出します。  
※ やむを得ない事情により、利用開始日の概ね1か月前までに利用申込できない場合は、早めに保健所にご相談ください。
- 利用申込書に各種情報提供書を添付する必要があるため、早めに関係機関に作成してもらってください。その際、一時入院先医療機関名は未定である旨お伝えください。
  - ・診療情報提供書(かかりつけ医)
  - ・訪問看護情報提供書(訪問看護事業所)
  - ・介護支援専門員又は相談支援専門員の情報提供書(ケアマネージャー)なお、診療情報提供書の作成費用は、健康保険の負担割合に応じて250円(1割負担)～750円(3割負担)程度、訪問看護情報提供書の作成費用は150円(1割負担)～450円(3割負担)程度がかかります。
- 利用申込を行うと、難病診療連携コーディネーターが患者本人の病状等を電話等で確認した上で、協力医療機関と利用調整を行います。  
※ 一時入院の利用期間は、同一年度で原則14日以内です。
- 利用調整が行われ、一時入院の利用を決定した際には、県庁がん・生活習慣病対策課から利用決定通知書が通知されます。

### 重症難病患者在宅療養支援事業の利用手順

